

人事労務レポート

今回のテーマ

4月施行 改正パートタイム労働法

< 正社員への転換、その他注意点 >

発行元：社会保険労務士 山口事務所

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-26-5

金子ビル401

TEL：03-5775-0762 FAX：03-5775-0763

E-mail：h-yamaguchi@ys-office.co.jp

URL：http://www.ys-office.co.jp

働く人の2割以上を占めるようになったパート労働者の雇用環境整備を目的として、パートタイム労働法(「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」)が4月より改正・施行されます。

前号に引き続き、今回もパートタイム労働法を取り上げ、改正内容と実務上の注意点をまとめてお伝えします。

1. 通常の労働者(正社員)への転換の推進

正社員として働くことを希望するパート労働者への配慮として、事業主に対して、下記の措置を講じることが義務化されました。

正社員を募集する場合、その募集内容を既に雇用しているパート労働者に知らせる。

(例)求人票や求人広告を社内で掲示する。

正社員のポストを社内公募する場合、すでに雇用しているパート労働者に応募する機会を与える。

(例)社内公募制度を導入する。

パート労働者が正社員へ転換するための試験制度を設けるなど、転換制度を導入する。

(例)正社員登用制度を設ける。

実務で注意することは？

この規定は、正社員として働くことを希望するパート労働者へ正社員になるチャンスを提供することを目的とするものであり、優先的に採用することまでを求めているものではありません。また、正社員登用の要件について、勤続年数や資格等を課すことも、必要以上に厳しいものでなければ認められます。

今まで正社員になってほしいパート労働者には、こちらから声をかけて正社員になってもらっていたが…？

一部のパート労働者だけでなく、事業所内のすべてのパート労働者に対し、正社員へ転換できる機会が与えられることが必要となります。

2. 苦情処理・紛争解決の援助

パート労働者から下記の苦情の申し出を受けたときは、事業所内で自主的な解決を図ることが努力義務として定められました。

【対象となる苦情】

労働条件の文書交付等

待遇の決定についての説明

待遇の差別的取扱い禁止

職務の遂行に必要な教育訓練

福利厚生施設

正社員への転換を推進するための措置

努力義務とはいえ、パート労働者の権利意識の高まりも予想されるため、労働条件の変更等についてはより慎重に

行う必要があるといえます。

3. パート労働者に関するその他の注意点

(1) 契約期間満了の取扱い

契約期間を定めて雇用している労働者のうち、1年以上継続勤務している人については、30日前までに契約期間満了の予告をする必要がありますが、この基準が一部改正され、「3回以上更新されている人」も対象となりました(平成20年厚労省告示第12号)。契約期間が通算して1年未満の人でも、更新が3回以上されている場合は、30日以上前に予告をしておかないと契約期間満了の扱いができなくなりますので、注意してください。

(2) 健康診断

1週間の所定労働時間が正社員と比べて4分の3以上で、1年以上雇用している(予定されている)人については、健康診断を受けさせる必要があります。

(3) 雇用保険

1週間の所定労働時間が20時間以上で、1年以上継続して雇用することが予想される人は雇用保険の加入対象となります。

(4) 年収103万と130万

「年収103万を超える」

本人に所得税がかかり、配偶者控除がなくなる。

「年収130万を超える」

健康保険の扶養家族から外れる。

103万と130万で混同しやすいですが、上記の違いがあります。「いくらに設定するのがベストか？」とよく質問を受けますが、103万を超えても配偶者特別控除があるため(141万まで)、“世帯全体でみると一定額を超えたら損する”といった現象は解消されてきています。ただし、配偶者に家族手当がついている場合は、103万を超えた結果、手当がつかなくなるケースもありますので、注意が必要です。

今月の主な労務・税務の手続き

・労働保険年度更新(4月1日～5月20日)

・介護保険料率の改定(政府管掌、3月分より11.3/1000)

コラム

従業員、ご家族、お知り合いの方で「ねんきん特別便」の見方が分からないという方がいらっしゃいましたらご連絡ください。なお、3月までに届いた方については、他に漏れている記録があると思ってほば間違いありません。必ず手続きをしてください。4月以降はすべての年金受給者に、6月以降はすべての現役加入者に特別便が送付される予定です。従業員には、不明点があったら会社まで(山口事務所まで)連絡をするようお願いください。